

町・字の取扱いについて（案）

（提案内容）

- （１） 町・字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- （２） 大字の名称には、「大字」の字句を付さないものとする。
- （３） 現町村名の取扱いについて、合併までに調整する。

仮に現町村名を残し「町」・「村」の字句を削除した場合の所在地の表示の例

（「大字」の字句についても削除）

鶴岡市役所	鶴岡市馬場町 9 番 25 号
鶴岡市斎コミュニティ防災センター	鶴岡市我老林字野中川原 35 番地 2
藤島町役場	鶴岡市藤島藤島字笹花 25 番地 （鶴岡市藤島字笹花 25 番地）
羽黒町役場	鶴岡市羽黒荒川字前田元 89 番地
櫛引町役場	鶴岡市櫛引上山添字文栄 100 番地
三川町役場	鶴岡市三川横山字西田 85 番地
朝日村役場	鶴岡市朝日下名川字落合 1 番地
温海町役場	鶴岡市温海温海戊 577 番地 1 （鶴岡市温海戊 577 番地 1）

「藤島藤島」、「温海温海」など、同様若しくは類似の表記が連続し、誤記、誤読等が懸念されるものについては、表中（ ）書きのように「藤島」、「温海」等を付さないことも検討する。